

事務連絡  
令和2年10月28日

政令市・中核市障害福祉主管課長 殿

愛知県福祉局福祉部障害福祉課

愛知県障害福祉サービス確保対策事業費補助金（緊急包括支援事業・サービス継続支援事業）の申請に係る補助事業の事業完了確認書の提出について

日頃は、本県の障害福祉行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

愛知県障害福祉サービス確保対策事業費補助金（緊急包括支援事業・サービス継続支援事業）に係る申請受付につきましては、「愛知県社会福祉施設職員慰労金（介護・福祉サービス等）及び愛知県介護・障害福祉サービス確保対策事業費補助金交付要綱」第6条の規定に基づき、令和2年11月4日（水）までを期限としているところ です。

当該補助金につきましては、事務の簡素化を図るため、精算払による交付とし、申請書と実績報告書を包括した様式により申請していただくこととしていることから、申請時に事業が完了していること（納品、工事の完了、雇用・リース期間の満了等）が前提となりますが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、申請時点で少なくとも契約締結していること（補助金申請額が確定していること。）をもって申請することを可能とする取扱いをしております。

このため、補助金の交付にあたりましては、補助事業の完了を確認する必要がありますので、事業の完了時期に応じ、下記のとおり補助金を交付することとし、別紙事業完了確認書を愛知県福祉局福祉部障害福祉課まで提出していただくこととしました。

つきましては、貴市が所管する障害福祉サービス施設・事業所等に対して、御周知くださいますようお願いいたします。

記

#### 1 補助金交付のスケジュール ※1

事業の完了	事業完了確認書の提出期限	補助金交付予定
令和2年11月4日までに事業完了したもの	11月13日（金）	令和2年12月末の支払予定
令和3年1月末までに事業完了したもの	令和3年2月12日（金）	令和3年3月末の支払予定
令和3年3月末までに事業完了したもの	令和3年4月16日（金） ※2	令和3年5月以降の支払予定

- ※1 申請書兼実績報告書の提出期限はいずれも11月4日（水）必着となります。
- ※2 遅くとも令和3年3月31日まで【厳守】に事業完了していただく必要があります。
- ※3 補助金交付予定日は、申請書兼実績報告書等に不備がない場合の予定です。

## 2 提出方法

### (1) 既に申請書を提出済みの事業者

- ① 11月4日までに補助事業が完了している、もしくは完了する場合は、11月13日（金）までに事業完了確認書を提出すること（確認日は事業完了日となります。）
- ② 11月5日以降（令和3年3月31日まで）に補助事業が完了する場合は、補助事業が完了しだい速やかに事業完了確認書を提出すること

### (2) これから申請する予定の事業者

- ① 11月4日までに補助事業が完了している場合は申請書兼実績報告書に事業完了確認書を添付して、11月4日（水）までに提出すること
- ② 11月5日以降（令和3年3月31日まで）に補助事業が完了する場合は、申請書兼実績報告書を11月4日（水）までに提出したうえで、補助事業が完了しだい速やかに事業完了確認書を提出すること

## 3 提出先

〒460-8501（住所は記載不要）

愛知県福祉局福祉部障害福祉課あて

（注）封筒には、「愛知県障害福祉サービス確保対策事業費補助金完了届在中」と朱書きしてください。

## 4 注意事項

- (1) 補助金の交付にあたりましては、申請の対象となっている全ての補助事業が完了している必要がありますので、事業所ごとに補助事業が全て完了したことを確認したうえで提出してください。
- (2) 事業完了確認書が提出されない場合には、補助金交付ができませんので必ず提出してください。
- (3) 補助事業の完了が令和3年3月31日になる場合には、事業完了確認書の日付は令和3年3月31日と記載してください。（令和3年4月1日以降の日付では事業完了確認書として受け付けることができません。）

<問い合わせ先>

愛知県福祉局福祉部障害福祉課慰労金等コールセンター

電話 052-954-7481（受付：平日 午前9時から午後5時まで）